障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業運営規程例**【令和７年１月改訂】**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| ○○○（地域移行支援・地域定着支援）運営規程  （事業の目的）  第１条　この規程は、＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定地域相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な指定地域相談支援の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定地域移行支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うものとする。  ２　指定地域定着支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行うものとする。  ３　指定地域相談支援の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関と密接な連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。  ４　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めるものとする。  ５　事業者は、前各項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和６年条例第15号）に定める内容、その他関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　１名  　　　管理者は、従業者の管理、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）相談支援専門員　○名以上  相談支援専門員は、その他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うほか、自らも基本相談支援、指定地域相談支援の業務を行う。  （３）地域移行支援従業者及び地域定着支援従業者　○名以上  地域移行支援従業者及び地域定着支援従業者は、基本相談支援、指定地域移行支援及び指定地域定着支援に関する次の業務を行う。  （ア）基本相談支援に関する業務  　　　　　　地域の障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関するものを除く。）その他の必要な便宜を総合的に供与する。  （イ）指定地域移行支援に関する業務  　　　　　　利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。  　　　（ウ）指定地域定着支援に関する業務  　　　　　　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。  （４）事務職員　○名以上  　　　事務職員は、必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）上記の営業日及び営業時間のほか、指定地域移行支援における１人暮らしに向けた体験的な宿泊及び指定地域定着支援における緊急の事態への対処等を実施するため、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、必要な措置を講ずるものとする。  （指定地域相談支援を提供する主たる対象者）  第６条　事業所において指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者  （２）知的障害者  （３）精神障害者  （４）難病等対象者  （指定地域相談支援の内容及び提供方法）  第７条　事業所で行う指定地域相談支援の内容及び提供方法は、次のとおりとする。  （１）日常生活全般に関する相談  （２）地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供  （３）アセスメントの実施  　　　（ア）適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえでの適切な支援内容の検討を行う。  　　　（イ）利用者に面接して行うものとする。その際は、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。  （４）指定地域移行支援に関する内容  （ア）地域移行支援計画の原案の作成  　　　　　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成する。その際、事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努める。  （イ）地域移行支援計画の作成に係る会議の開催  　　　　　当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して地域移行計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求める。  （ウ）地域移行支援計画の作成  　　　　　地域移行支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。なお、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付する。  （エ）地域移行支援計画の変更  　　　　　地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。なお、地域移行支援計画の変更は、地域移行支援計画の作成と同様の手順で行う。  （オ）地域における生活に移行するための活動に関する支援  　　　　　① 利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努め、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を提供する。  　　　　　② ①に規定する支援を提供するに当たっては、おおむね週に１回以上、利用者との対面により行う。  　　　　　③ 障害福祉サービスの体験的な利用支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う。  　　　　　④ 体験的な宿泊支援については、宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとする。なお、この支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う場合がある。  （カ）関係機関との連絡調整  　　　　　支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行う。  （５）指定地域定着支援に関する内容  　　　（ア）地域定着支援台帳の作成  　　　　　　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成する。  （イ）地域定着支援台帳の変更  　　　　　地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。なお、地域定着支援台帳の変更は、地域定着支援台帳の作成と同様の手順で行う。  （ウ）常時の連絡体制の確保等  　　　　　① 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する。  　　　　　② 適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握する。  　　　（エ）緊急の事態における支援等  　　　　　　① 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。  　　　　　　② ①に規定する一時的な滞在による支援については、一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとする。なお、この支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う場合がある。  （６）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  （１）から（５）までに附帯するその他必要な相談支援、助言等  （通常の事業の実施地域）  第８条　通常の事業の実施地域は、盛岡市及び××市の全域とする。  （利用者から受領する費用及びその額）  第９条　事業所は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、利用者から法第51条の14第３項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。  ２　前条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については、次のとおり利用者から徴収するものとする。（特別地域加算に該当する地域で行う場合を除く。）  （１）公共交通機関等を利用した場合は、その実費  （２）事業者の自動車を使用した場合は、次の額  　　　（ア）通常の事業の実施地域を越えた地点から○○キロメートル未満　１回（片道）につき○○円  　　　（イ）通常の事業の実施地域を越えた地点から○○キロメートル以  　　　　　上　１回（片道）につき○○円  ３　前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  ４　第１項及び第２項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付するものとする。  （緊急時等における対応方法）  第１０条　現に指定地域相談支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　指定地域相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ３　指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （苦情解決）  第１１条　提供した指定地域相談支援に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。  ２　提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、また、法第51条の27第１項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （個人情報の保護）  第１２条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。  （虐待防止のための措置に関する事項）  第１３条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施  （５）虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （６）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  （感染症の発生・まん延防止のための対策）  第１４条　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備  （３）従業者に対する感染症の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施  （業務継続計画の作成）  第１５条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１６条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  ３　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ４　事業所は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から５年間保存するものとする。  ５　事業所は、指定地域相談支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月１日から施行する。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「＊＊＊」⇒設置者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「岩手県盛岡市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。  （例）三丁目　○  　　　　３丁目　×  ※管理者が相談支援専門員と兼務する場合は、「管理者 １名(相談支援専門員兼務)」等と記載する。地域移行支援従業者や地域定着支援従業者と兼務する場合も同様。  ※管理者と兼務する相談支援専門員も人数に含める  （例）専従の相談支援専門員が２名、管理者と兼務する相談支援専門員が１名の場合、「相談支援専門員 ３名」と記載する。  ※管理者と兼務する地域移行支援従業者及び地域定着支援従業者も人数に含める  （例）専従の地域移行支援従業者が２名、管理者と兼務する地域定着支援従業者が１名の場合、「地域移行支援従業者及び地域定着支援従業者 ３名」と記載する。  ※事務職員については、配置しない場合は記載しない。  ※日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業を行う場合は「年中無休」、特定の日を除き営業を行う場合は、「○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。  ※通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的にその区域が分かるように記載する。  ※左記の他に行うものがあればそれも記載する。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※新規のときは指定年月日。  ※事業開始以降、運営規程を変更する場合は、規程変更の施行日を定める附則を順次追記する。（上書きしない。） |